

平成24年12月1日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

資本関係等にある会社の同一入札への参加制限について

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については、適正な入札の執行を確保するため、下記のとおり取り扱うものとします。

記

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある複数の者（以下「系列会社」という。）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、3に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、5に掲げる取扱いを行う。

2 用語の定義

(1) 親会社 会社法第2条第4号の規定による親会社

(2) 子会社 会社法第2条第3号の規定による子会社

(3) 役員

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役については、この限りでない。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

3 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（但し、監査役を除く。）

一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められている場合
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 公告等への記載

同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、入札公告及び入札執行通知書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

5 基準該当する場合の取扱い

- (1) 入札執行前に情報を入手した場合

ア 「系列会社についての報告書」を基準に該当する業者に提出させ、調査を行う。

イ 調査の結果、基準に該当する場合は下記のとおり取り扱う。

入札無効に関する取扱い

一者を除く全てが入札を辞退する、もしくは一者を除く全てに対して指名取消措置を行う。同系列会社に該当する者が、入札執行までの間に、一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはしない。その場合、系列会社の関係にある入札参加希望者が、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることとは、談合と解さない。辞退等の措置が間に合わなかった場合、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として赤磐市財務規則第140条に基づき、無効として取扱うものとする。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみを入札参加とする(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)

指名停止に関する取扱い

前記4に違反して虚偽等により入札を行い、その入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

- (2) 入札執行後に情報を把握した場合

ア 「系列会社についての報告書」を基準に該当する業者に提出させ、調査を行なう。

イ 調査の結果、基準に該当する場合は下記のとおり取り扱う。

指名停止に関する取扱い

前記4に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

6 適用日

本取扱いについては、平成25年7月1日以降に前記4に規定する明示を行った入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。

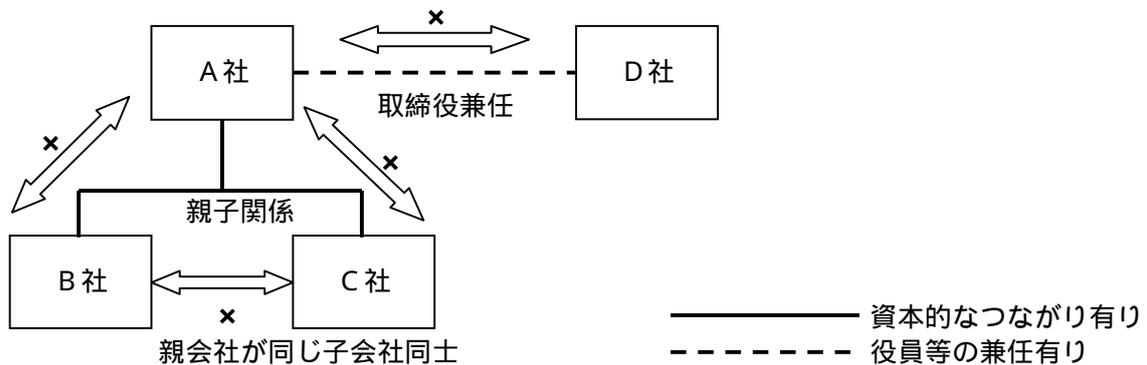
系列会社の考え方（参考）

【同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】

A社、B社、C社及びD社は系列会社と見なし、いずれか1社のみの入札参加となる。

「資本的つながり」及び「役員の重複」により、ある会社が他の会社の営業上の意志を左右できる状況にあるため。

（系列会社関係図）



赤磐市の入札参加資格を有する者の範囲で次の関係を有する場合
親会社と子会社の関係
親会社を同じくする子会社同士
役員の兼任等
一者を除いて辞退すれば残る一者は入札参加可能

⇔ 同一入札への参加が制限される関係
x

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

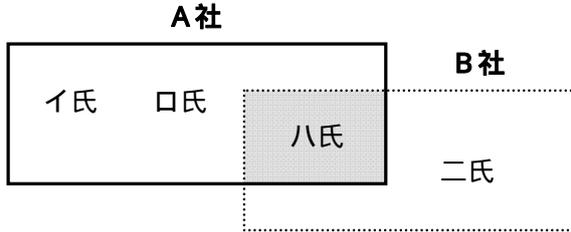
以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（「監査役」は、役員に該当いたしませんので、ご注意ください。）

【役員重複のケース】

(A社の役員八氏がB社の役員も兼任している場合)



区分	役員
A社	イ氏
	口氏
	八氏
B社	八氏
	二氏

結果 A社とB社を系列会社として取り扱う

役員の変換

代表取締役：会社の代表権を有する取締役

取締役：社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役は除く。

管財人：会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された者
委員会設置会社における執行役又は代表執行役

申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ「系列会社についての報告書」に記載してください。

「取締役」には、社外取締役も含まれます。

「監査役」は、役員に該当しません。

「系列会社についての報告書」記載方法

A社が申請する場合 系列会社欄にB社を記載し、3. 該当項目の「口. 役員重複」を で囲み、4. 【重複役員】を記載する。

B社が申請する場合 系列会社欄にA社を記載し、3. 該当項目の「口. 役員重複」を で囲み、4. 【重複役員】を記載する。

【資本的関係のケース】

親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社をいいます。

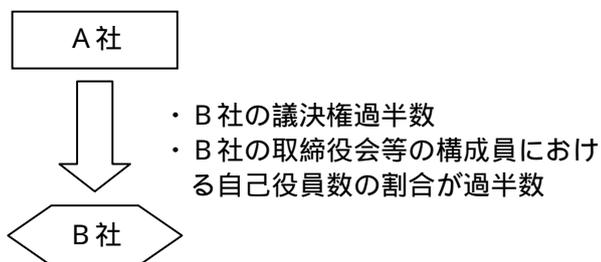
(会社法)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

3 子会社 会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

4 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ケース (A社、B社がいずれも建設業者(例)の場合)



申請者	親会社	子会社
A社		B社
B社	A社	

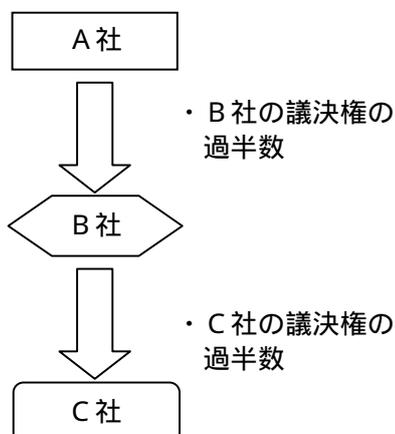
A社は、B社の「親会社」。B社は、A社の「子会社」

「系列会社についての報告書」記載方法

A社が申請する場合 系列会社欄にB社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」,「B.子会社」を で囲む。

B社が申請する場合 系列会社欄にA社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」,「A.親会社」を で囲む。

ケース (A社、B社、C社がいずれも建設業者(例)の場合)



申請者	親会社	子会社
A社		B、C社
B社	A社	C社
C社	A、B社	

B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるC社の議決権の過半数を有することから、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

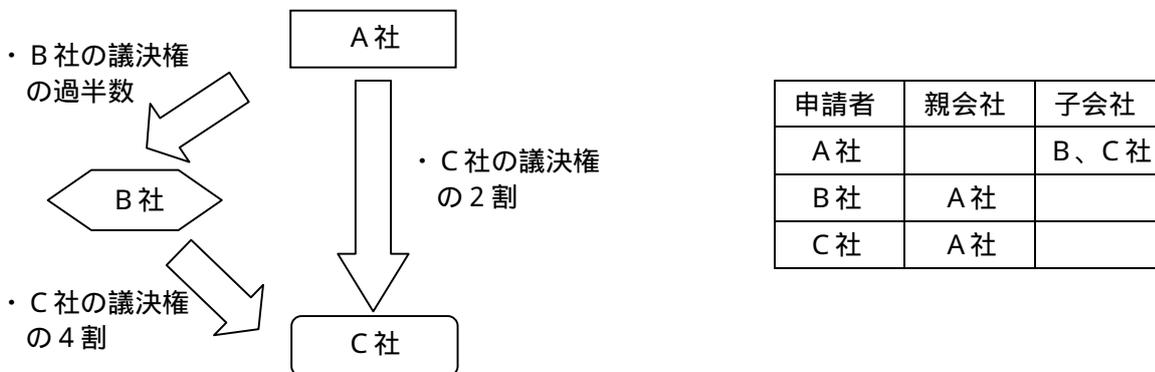
「系列会社についての報告書」記載方法

A社が申請する場合 系列会社欄にB社、C社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」
「B.子会社」をそれぞれ で囲む。

B社が申請する場合 系列会社欄にA社、C社を記載し、A社については、3. 該当項目の「イ.
資本のつながり」
「A.親会社」を で囲む。C社については「イ.資本のつながり」
「B.子会社」
をそれぞれ で囲む。

C社が申請する場合 系列会社欄にA社、B社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」
「A.親会社」をそれぞれ で囲む。

ケース (A社、B社、C社がいずれも建設業者(例)の場合)



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

「系列会社についての報告書」記載方法

A社が申請する場合 系列会社欄にB社、C社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」
「B.子会社」をそれぞれ で囲む。

B社が申請する場合 系列会社欄にA社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」
「A.親会社」を で囲む。

C社が申請する場合 系列会社欄にA社を記載し、3. 該当項目の「イ.資本のつながり」
「A.親会社」を で囲む。